

滋賀県土地収用事業認定審議会条例第 8 条の規定に基づき、本審議会の運営規程を以下のとおり制定する。

滋賀県土地収用事業認定審議会運営規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、滋賀県土地収用事業認定審議会条例（平成14年滋賀県条例第19号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、滋賀県土地収用事業認定審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する事項を定める。

（招集）

第 2 条 会長は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第25条の 2 第 2 項の規定により知事から審議会の意見を求められたときは、審議会を招集しなければならない。

2 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所および付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（会議の公開）

第 3 条 審議会の会議は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合に該当すると審議会が判断した場合は、会議の全部または一部を公開しないことができる。

- 一 滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第 6 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合
  - 二 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合
- 2 前項ただし書の規定により、会議の全部または一部を公開しない決定をした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

（議決に参加できない委員）

第 4 条 議事に直接の利害関係を有する委員は、その議決に加わることができない。

- 2 前項の議事に直接の利害関係を有する委員とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 土地収用法第 8 条に規定する起業者、土地所有者および関係人
  - 二 前号に規定する者のほか、審議会が議事に直接の利害関係を有すると認める者

（答申書）

第 5 条 会長は、審議会の議決があったときは、速やかに答申を作成する。

（議事録）

第 6 条 会長は、第 8 条に規定する庶務に、議事録を作成させるものとする。

（議事要旨）

第 7 条 会長は、第 8 条に規定する庶務に、議事の内容を取りまとめた議事要旨を作成させるものとする。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、土木交通部監理課において処理する。

（雑則）

第 9 条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、令和 5 年 月 日から施行する。